

市民経済委員会記録

1 日 時 平成29年3月3日(金)
午前 9時58分 開会
午前11時16分 閉会

2 場 所 第3委員会室

3 出席委員

| | | | |
|-----|-------|------|--------|
| 委員長 | 高塚 広義 | 副委員長 | 田窪 秀道 |
| 委員 | 米谷 和之 | 委員 | 大條 雅久 |
| 委員 | 伊藤 謙司 | 委員 | 加藤 喜三男 |

4 欠席委員

なし

5 説明のために出席した者

副市長 寺田 政則

・経済部

| | | | |
|------------|-------|-------------|-------|
| 部長 | 鴻上 浩宣 | 総括次長(産業戦略監) | 赤尾 禎司 |
| 次長(農林水産課長) | 高岸 秀明 | 次長(産業振興課) | 黒下 敏男 |
| 農地整備課長 | 山内 敏弘 | 運輸観光課長 | 高橋 利光 |
| 農地整備課技幹 | 村上 光昭 | 産業振興課主幹 | 宮崎 司 |
| 別子山支所長 | 藤田 和則 | | |

・企画部

財政課副課長 守永 美由紀

6 委員外議員

岡崎 溥

7 議会事務局職員出席者

議事課長 原 正夫 議事課主任 川人 健吾

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

開会 午前 9時58分

●高塚委員長：〈開会あいさつ〉

○寺田副市長：〈あいさつ〉

◎経済部関係

□議案第 2号 市有財産の売却について

○黒下経済部次長：〈説明〉

〈質疑〉

●大條委員：隣接する既存用地とは、地図上のどこのことか。

○黒下経済部次長：売却地（斜線部分）の西側に当たる。

●加藤委員：広さはどのくらいか。

○黒下経済部次長：約1万2,000平方メートルである。

●大條委員：住宅地からの距離と、製造工場となると騒音のレベルはどのくらいを想定しているのか。

○黒下経済部次長：当面は隣接する工場の駐車場として活用予定である。

●加藤委員：当面は駐車場用地と言うことだが、将来的な予定はあるのか。大條委員も心配されたように、すぐ南側は住宅だ。そもそも売却する予定ではなかった場所を今回売却することになったのだから、騒音への配慮はしてもし過ぎることはない。間の道路も6メートル程度しかなく、街路樹もあるが、地元自治会との約束事もあるのではないか。市が当事者となって売却するのだから、将来にわたっての配慮が必要である。駐車場か、あるいは倉庫しか建てられない、目的が限られた土地だったと思うが、その辺りは売却先の企業と確約できているのか。

○黒下経済部次長：売却先である(有)SPCに対して、近隣住民との騒音トラブル等が起きないように指導していく。当面は駐車場用地と聞いているが、今後利活用の方法を変更する場合には、市へ相談してから判断するように申し入れたい。

●加藤委員：契約書の条項に、その辺は明文化されているのか。

○鴻上経済部長：議会へ上程する前に、仮の契約書を取り交わしているのので、改めて内容を確認しておく。先日も、会社訪問した際に話をしたが、将来的に予定しているのはフェイスマスクの製造工場で、比較的密閉された空間での作業になるので、騒音の問題が起こるような業態ではないと考えている。

●加藤委員：工場が立地した場合、操業時間はどうなるのか。場合によっては24時間休みなく稼働するとなると、皆さんが考えているよりも騒音は発生することになると思うが。

○黒下経済部次長：提出されている立地事業計画書によると、操業時間は8時から17時と記載されている。

●加藤委員：書類はそうなっているということだが、放っておかずにきちんとチェックしていくように要望する。

●田窪委員：先ほど、隣接する工場の駐車場用地と説明されたが、(有)SPCは多喜浜にある。どういうことか。

○黒下経済部次長：今回の売却地の西側に工場が増設されると伺っている。

●田窪委員：それでは多喜浜にある既存の工場と合併する、ということではないのか。

○黒下経済部次長：多喜浜六丁目の工業試験場の北側にある工場の件だと思うが、その工場を移転するという事は伺っていない。

●田窪委員：多喜浜の工場の従業員は、ほとんどが若い女性なのだが、帰宅の時間帯は、言い方は悪いが、大きい声でおしゃべりしながら帰っている。先ほどお話が合ったとおり近隣には住宅地や東浜公園もあって、比較的ひらけた地域であるため、工場の操業音だけでなく、人の話し声でも大勢になるとよく響く。トラブルが起きないように一層気を付けてもらいたい。

<討論>なし

<採決>全会一致原案可決

□議案第 6号 新居浜市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

○黒下経済部次長：<説明>

<質疑>

●大條委員：貯木場事業用地は販売完了と言うことだが、先ほどの議案第2号も同事業用地だったのか。

○黒下経済部次長：議案第2号は多極型産業推進事業用地であり、貯木場事業用地の南側である。

●大條委員：販売が完了したのは昨年度か。

○黒下経済部次長：販売完了は今年度である。

●田窪委員：黒島にある飯尾造船所の東側の用地は売却済みなのか。

○黒下経済部次長：ウエニシ(有)へ売却済みである。

●加藤委員：販売が完了と言うことだが、最終的な収支はどうなったのか。

○赤尾経済部総括次長：約9,600万円の黒字となった。

●加藤委員：樋門のあたりも貯木場事業用地に入っていたと思うが、そちらも含めて売却が済んだのか。

○黒下経済部次長：全て売却が完了している。

●田窪委員：貯木場の跡地は、ボーキサイトを使わず土砂だけで埋めて、現在は下水道等のインフラも整備され、照明も設置されている。ボーキサイトを使用して埋め立てられた区域と比較すると条件がかなり良いと企業側は感じるだろう。ボーキサイトを使用して埋め立てた区域は、昭和40年代後半から市が販売を始めたのだが、販売開始当初は、今回のように街灯もなければ、当然地盤も弱かった。当時用地を購入した事業者からは反発が強いように思うが、不公平だとは思わないか。

○黒下経済部次長：インフラ等の整備について、市の補助制度が活用できるところは今後支援していきたいと思っている。

●加藤委員：先ほど田窪委員が言った区域は、公で負担すべき道路の照明などですら、今回売却

が完了した用地と比較して、著しく劣っている。当時の制度の中でできることはもちろんやっってもらっていると思うが、そのことを勘案しても不公平感が残る。今の市長になって、市内の道路は照明設備も整備が進んできているにもかかわらず、あそこは暗いままだ。ポーキサイトを使用している土地は、仮に売ったとしても二束三文である。要するに、早くから本市に工場を構えて、税金を納めてきてくれた事業者の方々に、その分何かしらの形で還元してあげたいとは思わないか。

○鴻上経済部長：中小企業振興条例の一部改正の中でそういったこともうたっており、道路照明の整備については、建設部とも今後協議を重ねていかなければならないと考えている。

●加藤委員：そういう考えがこれまで欠如していたため、今回のような不公平な状態が生じてきたのではないかと。条件面で格差が発生すると、既存の事業者から反発が来るのは目に見えている。用地の販売が完了したらそれで終わりではなく、担当部局としてフォローしていくことが必要だ。

○鴻上経済部長：庁内でも継続して検討していきたいと思う。価格面についてのお話があったが、多極型産業推進事業用地として整備した当時は、高いところだと平米4万2,000円という当時の時価に基づいて価格設定をしている。その後、全国的な地価の下落を受けて、現在の価格設定となっているので、ご理解いただきたい。

●加藤委員：当時の時価で売却したというのは理解している。それなら、ポーキサイトを使用して整備した区域の現在の実勢価格は調査しているのか。

○鴻上経済部長：地価公示価格は、今回の用地と多極型産業推進事業用地とではそこまでの価格差はないと考えている。

●加藤委員：貯木場事業用地の方にはポーキサイトは使われていない。多極型産業推進事業用地の方は約40年が経過し、二、三メートル掘るだけでヘドロみたいなことになっている。地盤が弱いのは、どうしようもないが、その他の方策で支援していくべきであると思うが。

○鴻上経済部長：引き続き調査研究していく。

●田窪委員：大雨が降ったりすると、八間堀水路にポーキサイトから出る赤い水が流れ出ているのがわかる。以前、業者に調査をお願いしたが、地盤が緩いためにそういったことも起きると言われた。当時土地を購入した時には、我々（事業者側）も土地が割安ということもあって多少無理をしても買った経緯がある。しかし昨年、工業団地の道には照明がなく暗いと一般質問で聞いた際に、自治会等の地域コミュニティ関連予算で負担すべきと市長に言われた。私も、地元の2つの自治会へ実際足を運んで、費用半分負担してくれないかと頭を下げてきた。怒られはしたが、何とか照明もついたり、地域住民には感謝もされたが、その電気代が月101円かかる。しかし、市からの補てんは毎月一律100円。べつに1円程度が惜しくて言っているのではないが、そういうところに関しては、お役所仕事と言われても仕方がなく、本当に配慮が欠けていると思う。さらに、土地でもインフラ面の格差が大きになると、あの時（40年前）購入に踏み切らず、待っていた方が得だったなど、経緯を知っている人なら誰もが感じる事だと思う。最終的に9,600万円の黒字が出た、ということではなく、土地の価格にもっと差をつけるなどしておかないと、今回の土地はいくらみたいな話が到底できない。

○赤尾経済部総括次長：貯木場事業特別会計上の収支計算では、9,600万円程度の黒字が出て、

一般会計へ繰り出していくが、その収支と、既存の工業団地における環境整備とでは、別の問題であると考えている。9,600万円がそのまま工業団地の整備に活用できればよいが、どうしても別の事業という取扱いになるため、今後庁内で検討していきたいと思う。

<討論>なし

<採決>全会一致原案可決

□議案第11号 新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例の制定について

○黒下経済部次長：<説明>

<質疑>

●田窪委員：第14条の労働環境改善事業に対する補助とは、具体的にどういったことに対する補助か。

○黒下経済部次長：これについては、トイレの改修、エアコンの設置、更衣室の設置等が当たる。

●田窪委員：トイレの改修した時に浄化槽を設置した場合は、これも補助対象となるのか。

○黒下経済部次長：トイレの改修に伴い、それに付随する改修を行った場合には、これも対象とすると考えている。

●大條委員：第14条の2、女性の活躍を推進する環境を整備するとは、具体的にはどういったものか。

○黒下経済部次長：女性専用トイレ及び更衣室の設置、託児室の設置等を対象事業として考えている。

<討論>なし

<採決>全会一致原案可決

□議案第12号 新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

○黒下経済部次長：<説明>

<質疑>

●田窪委員：中小企業にとっては様々な面で良い施策だと思う。例えば、配置転換を機に、家族を新居浜へ呼んだときに、補助金なり奨励金なりが従業員本人に対して支払われるのであれば、メリットを直に感じられて良いと思うが、実際はそうではなく、当然全額が会社に対して支払われる。経営者にとっては、少しでも安く従業員を雇えることになるのでうれしいと思うが、給付対象についてはどうお考えか。また、大企業が企業立地促進の制度で補助金を受けること、先行投資することには特に問題があるとは言わないが、それが法人税収入として市に還元できているのか、先行投資のための補助金額以上にかえてきたかどうかなどのチェック等はしているのか。

○黒下経済部次長：企業に対しての補助金の使途までは、市では限定はしておらず、あくまでも経営者個々の判断に委ねているため、田窪委員の言われるように、末端の従業員まで還元されているのかと言われると、その辺は把握できていないという答弁になる。それから補助対象企業からの法人税収入がいくらだったかというような後追い調査についても実施してはいないが、立地に伴う審査会の時点において、どの程度の期間で、奨励金額分が法人税として市へ還ってくるか

という試算は実施している。

●田窪委員：昭和 59 年からこの条例を作って、どの中小企業へ、どのくらい補助金を支出したというデータは確認できるが、企業ごとに実際に支出した補助金額に対して、いくら法人税収入があったという対比ができていなければ何も説得力がない。経済の循環を図ると言っても、何をベースに循環と言えるのか。補助した企業の業績が伸びれば、それで良いのか。やはり、従業員がメリットを実感できなければ、相対的な経済の循環など計れないと思う。

○黒下経済部次長：設備投資に関する償却資産については、非常に細かい申告内容となっているため、設備投資に活用された補助金のうちのいくらが法人税収入として還元されているということとその情報から把握するのは困難であると考えている。

○鴻上経済部長：企業立地の制度設計段階でシミュレーションはしている。今、詳細な情報は持ち合わせていないが、例えば、土地家屋の固定資産税については、約 6、7 年で奨励金以上の税収が見込める、という制度設計である。

●加藤委員：田窪委員が言ったように、検証して改善していくことが大切。これまで蓄積したものを検証していないはずはないと思うし、試算のための計算根拠はあるはずだ。実績を示してもらいたい。それと補助金について、移住してこられた方に対して、家族全員の場合は 50 万、単身者には 25 万円。本市住民になってくれたということで補助金を支出しているのに、企業に対してのみ支給して、当事者本人に一銭も入らないのであれば、新居浜へは飛ばされてきたと言われかねない。そうではなくて、新居浜に来たら補助金をもらえたと言ってもらえるような施策が必要だと思うが、いかがか。

○鴻上経済部長：例えば、市内に転入して住宅を新築すると、その方に対して補助金を支出するというのを 3 年前から実施しているが、そういった観点から移住定住促進施策ともリンクさせて今後検討していきたい。

●加藤委員：今審議しているのは、企業の従業員に対しての施策で、部長が言った移住定住促進の施策は、新居浜市と言う枠である。今回上程された議案の中で、個々の従業員に対しての何かしらの対応を考えておくべきではないかと思う。

<討論>なし

<採決>全会一致原案可決

□議案第 24 号 平成 28 年度新居浜市一般会計補正予算（第 6 号）

○赤尾経済部総括次長：<説明>

<質疑>

●大條委員：ものづくり産業振興基金積立金について、財源は寄附金及びふるさと納税だと思うが、この用途について、どういったものを考えているのか。

○黒下経済部次長：現時点で当該積立金の取り崩しの予定はないが、産業の振興、育成に係る事業に活用していきたいと考えている。

●大條委員：財源にふるさと納税も入れているが、この積み立てを始めたのはいつだったか。

○黒下経済部次長：平成 26 年度からである。

●大條委員：平成26年度から積み立ててきて、使ってもいなければ、使い道も未定であると。ものづくり産業に関連して、新居浜市・西条市・四国中央市のものづくり3市連携ということをして市長もずっと言われており、それを強化するということだが、それに対する財源的裏付けになるという解釈で良いのか。それとも全く新しい事業に活用するのか。

○黒下経済部次長：3市連携について、本市企業にとってプラスになるという判断ができる事業については、当該積立金を充当できると考えている。

●大條委員：本会議での一般質問でも取り上げたが、愛媛県が本年4月に立ち上げる、東予の誇れる産業遺産を活用した取り組みの中で、今までの歴史・文化を主体としてはいるが、同時に東予を4市1町に拡大し、新たな協議会を立ち上げる。本市であれば従来の別子銅山の近代化産業遺産の枠を超えて、各市町が産業に関連する宝を持ち寄り、全国に向けて情報発信するという取り組みを始めるが、本市の民芸品等の活用例として銅板レリーフと太鼓台の刺繍しか記載されていない。この4月から立ち上がるが、新居浜市は、こういう状態で参加されるのか。

○寺田副市長：本市には、もっとアピールできるものがたくさんあると思う。そういった資源については引き続き発掘の努力をし、情報発信していくというスタンスを取っている中で、他市に比べて外に対してアピール不足であるという点については、市長も常々、特産品の開発と言っており、もちろん今ある資源についても同様に積極的に情報発信し、今回の協議会には、本市も将来に向けて積極的に取り組んでいきたい。

●伊藤委員：新居浜駅バリアフリー化事業は国体に向けての事業で、9月完成予定だったと思うが、選手に限らず、いろんな方々が事前に現地を見に来ると思う。それなのに、完成は9月ですと言われると、本当に期限ぎりぎりだが、もう少し早められないのか。

○高橋運輸観光課長：工程表では、工事関係は8月完了、工事用の進入路の撤去を含めると9月完成となっている。現在のところ、エレベーター、点字ブロック等については7月完成予定、多機能トイレについては8月完成予定と伺っている。

●加藤委員：当該工事に着手したのは年明けではなかったか。

○高橋運輸観光課長：支障物件移転の工事については、昨年12月から着手していた。工事用の進入路の設置は1月から、駅構内跨線橋の階段の撤去については2月から着手している。

●加藤委員：工事用の進入路とは、駐輪場の脇を通る進入路のことで、構造物の工事着手は言われたとおり年明けの着手だった。担当課からJRには、期限をいつまでと伝えていたのか。

○高橋運輸観光課長：最低限、国体開催までには完成させるようにと伝えていた。

●加藤委員：開催ぎりぎりの完成で、何か不具合があったらどうするのか。通常は試用期間を1か月程度は見積もっておかなければならない。この工期でもしも問題があれば、せっかく本市へ来ていただいた皆さんに迷惑がかかる。国体開催までには完成させてでは、発注の段階からずで見当違いではなかったのか。去年のうちに着手して、遅くとも4月頃には完成させておくぐらいでなければならなかったのではないか。JR側から、これまでも幾度となく無理難題を言われてきた。こっちからも、多少無理なスケジュールを伝えておかなければ、今回は余裕がなさすぎる。今後は十分に気を付けて、今回の工事についても確実に間に合わせるよう、きちんと目を光らせておくこと。

<討論>なし

<採決>全会一致原案可決

□議案第25号 平成28年度新居浜市貯木場事業特別会計補正予算(第1号)

○赤尾経済部総括次長：<説明>

<質疑>なし

<討論>なし

<採決>全会一致原案可決

閉会 午前11時16分

市民経済委員会付託案件表

平成29年3月3日

○経済部関係

議案第 2号 市有財産の売却について

議案第 6号 新居浜市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 平成28年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）

第1表 歳入歳出予算補正中 ページ

歳出 第6款 農林水産業費 3・37

第7款 商工費 3・38

第2表 繰越明許費補正 追加

第2款 総務費

第1項 総務管理費 新居浜駅バリアフリー化事業 5

第6款 農林水産業費 5

第7款 商工費 5

議案第25号 平成28年度新居浜市貯木場事業特別会計補正予算（第1号）

. 8~10・46~50